

習志野市農業委員会総会議事録

平成25年第6回習志野市農業委員会総会は平成25年6月21日（金）JA千葉みらい習志野支店2階会議室で開催した。

1. 開催時刻 午後3時より

1. 委員の出欠席 18名中 16名出席 欠席 1名

※ 16番は欠番

委員氏名（網掛けは欠席委員）

1番 村山 龍平	2番 三代川 正夫	3番 中台 孝政
4番 木村 静子	5番 飯生 良	6番 斉藤 健次
7番 市瀬 健治	8番 海老原 健治	9番 田久保 武士
10番 伊藤 和彦	11番 相原 和幸	12番 吉野 吉雄
13番 塩田 幸太郎	14番 合間 正秋	15番 三橋 久吉

会 長 廣瀬 博

会長職務代理者 飯生 正己

1. 議事録署名人 14番 合間 正秋 2番 三代川 正夫

1. 議案審議結果

上程 7件 承認 7件 不承認 0件 審議未了 0件

1. 閉会時間 午後5時15分

1. 付議事項

- ・議案第10号 議席の決定について
- ・議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について
- ・議案第15号 生産緑地のあっせんについて
- ・議案第16号 習志野市農業委員会定数検討委員会の設置について（諮問）

- ・報告第11号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
- ・報告第12号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について

議 長	<p>皆様、こんにちは。 時間になりましたので総会を始めたいと思います。 只今より、平成25年第6回 習志野市農業委員会総会を開催いたします。 本日は、9番 田久保 武士委員より、欠席報告がありました。 本日の出席者は、18名中1名の欠席と1名の欠員であり、 出席数は16名です。 従いまして、本日の総会は成立いたしました。 つぎに、議事録署名人について、 「習志野市農業委員会総会会議規則」第26条の規定により 議長より指名させていただきます。 14番 合間 正秋委員、2番 三代川 正夫委員、 両名を指名いたしますのでよろしく、お願いいたします。</p> <p>総会に入る前に、「農業委員会等に関する法律第12条第2項」の 規定により、5月22日付けで市長より選任いただきました、 習志野市議会選出の3名の委員の紹介を事務局よりお願いします。 また、その後に議案第10号において、3名の委員の議席を 確定いたします。 それでは事務局 お願いします。</p>
事務局	<p>4月の総会で市議会より選出されています3名の委員さんが5月16日で 退任をするということで皆様に審議していただきました。 5月22日に新たに3名の委員さんが決定し、5月31日に市長より辞令交付 をしていただきました。 任期につきましては平成25年5月22日から平成26年10月6日までの期間と なります。 ・・・・・・・・3名の委員の紹介</p>
議 長	<p>木村 静子委員・相原 和幸委員は再任とのことで 農業委員会を熟知していますので、今後とも宜しくお願いします。 木村 静子委員におきましては、男女共同参画など女性農業委員とし て、県内各所に出向いていただき感謝しております。 これからも、宜しくお願いします。 相原 和幸委員には、農業経験者として農家の気持ちを十二分に理解し ていることから、農業者の声を行政に反映していただきたいと</p>

	<p>思います。</p> <p>また、市瀬 健治委員には、慣れない面もあると思いますが、新しい目線で、農業委員会を共に支えて頂きたいと思います。3名の委員は学識経験者として農業委員会を指導してください。よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、木村静子委員より一言ずつ、お言葉というか決意などをお願いします。</p>
木村委員	<p>．．．．木村委員より挨拶．．．．</p>
議 長	<p>木村静子委員、ありがとうございました。</p> <p>つづいて、相原和幸委員 お願いします。</p>
相原委員	<p>．．．．．相原委員より挨拶．．．．．</p>
議 長	<p>相原和幸委員、ありがとうございました。</p> <p>続いて、市瀬健治委員 お願いします。</p>
市瀬委員	<p>．．．．．市瀬委員より挨拶．．．．．</p>
議 長	<p>市瀬健治委員、ありがとうございました。</p> <p>それではこれより、議案第10号の3名の委員の議席を決定したいと思います。</p> <p>事務局は、議案説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第10号</p> <p>議席の決定について</p> <p>農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定により平成25年5月22日付けで市長より、木村静子委員、相原和幸委員、市瀬健治委員が選任されたことから、習志野市農業委員会総会会議規則第7条第2項の規定に基づき、議席を決定するものです。</p> <p>平成25年6月21日提出</p> <p>．．．根拠条文について説明</p> <p>「農業委員会等に関する法律」第12条 及び</p> <p>「習志野市農業委員会総会会議規則」第7条</p>

議 長	<p>事務局ご苦労様でした。</p> <p>議案 10 号「農業委員会等に関する法律」第 12 条第 2 号委員の議席の決定を行います。</p> <p>「習志野市農業委員会総会会議規則」第 7 条第 2 項の規定により、「一般選挙後、新たに選挙又は選任された委員の議席は、その都度会長が定める」とありますので、私から指定させていただきます。</p> <p>木村 静子委員につきましては、前回と同様に 4 番の席でお願いします。</p> <p>相原 和幸委員も同様に 1 1 番の席でお願いします。</p> <p>市瀬 健治委員につきましては、前 佐々木委員の後任として、7 番の席でお願いいたします。</p> <p>事務局は、3 名の委員をご案内ください。</p> <p>3 名の委員が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>..... 3 名の委員着席</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を始めます。</p> <p>3 名の委員におかれましては、今月の総会は、お名前をみの名札とさせていただきます。</p> <p>次回より議席番号を入れた名札に差し替えますので、ご承認ください。</p> <p>続きまして、議案第 1 1 号 「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 事務局より議案の朗読をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第 11 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第 1 0 条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>平成 2 5 年 6 月 2 1 日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●●番● ●●●m²</p>

	<p>2 権利の内容 所有権移転（贈与）</p> <p>3 申請者住所、氏名</p> <p>譲受人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>譲渡人 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局ご苦労様です。</p> <p>続きまして、調査報告と議案の説明を事務局より、お願いします。</p>
事務局	<p>はい、議案第 11 号「農地法第 3 条の許可申請について」調査報告をさせていただきます。調査は、平成 25 年 6 月 14 日に、廣瀬会長他 8 名と事務局職員・申請者の●●●●さん、●●●●●さんの立会で行いました。</p> <p>今回の議案は、●● ●●さん所有の●●●丁目の農地を、●● ●●さんへ、農地法第 3 条により贈与にて所有権移転するものです。</p> <p>案内図にもありますとおり、●●さんの土地と●●さんの土地は隣接しております。●●さんは、●● ●●さんが長い間、この土地の耕作の協力をしてもらっていて、昨年 8 月に亡くなったため、引き続き●●さんをお願いしたく、今回贈与として、●●●である●●さんに贈与するとのことでした。</p> <p>譲受人の●● ●●さんは、●である●●●さんと一緒に耕作する予定と聞いております。</p> <p>なお、●●さん従事日数は年間 150 日で、●の●●●さんにつきましては、年間 200 日でございます。</p> <p>以上、議案第 11 号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>よろしくご審議の程お願いいたします。</p>
議 長	<p>事務局、ご苦労様でした。</p> <p>続きまして、申請者・申請地の地元委員であります、斉藤健次委員、何か申請者について紹介などあればお願いします。</p>
議 長	<p>事務局ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第 11 号の「農地法第 3 条の規定による許可申請について」審議に入ります。</p> <p>ご意見やご質問等ある方は挙手願います。</p> <p>事務局、補足説明などありますか。</p>

事務局	<p>はい、本来であれば農地法3条で良くある申請は売買あるいは借りる場合で、その場合は農業委員会が発行する農業経営実態証明書等を添付して買うわけですので今後もしっかりとした農業経営を営む条件が揃っていないと認められない行為です。今回はあくまでも贈与ですので、通常の審議の内容とは若干違う考え方でも良いのかなと思っております。</p> <p>ただ、受けた場合は農地として活用していただくというのが3条でございます。</p>
議長	<p>補足説明ありがとうございます。</p> <p>ご意見ご質問はありますか 質問等が無ければ、これより採決に入ります。</p> <p>議案第11号「農地法第3条の規定による許可申請について」 許可することに賛成の方は、挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、 許可することに決しました。</p> <p>次に、議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」 事務局より、議案の朗読を願います。</p>
事務局	<p>議案第12号 農地法第4条の規定による許可申請について 下記のとおり農地法施行規則第26条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求めます。</p> <p>平成25年6月21日提出</p> <p>1 申請地の所在、面積 習志野市●●●丁目●●●番 ●●●m²</p> <p>2 権利の内容 土砂等の埋め立てによる農地造成（一時転用）</p> <p>3 申請者住所、氏名 習志野市●●●丁目●●番●●号 ●● ●●</p> <p>次のページから参考資料、案内図、公図、断面図が添付してございます。 農地法第4条は自分の農地を農地以外にする場合、権利の設定等はありません 今回は土砂等の埋め立ての期間だけ農地以外にするという一時転用です。 以上でございます。</p>

議 長	<p>続きまして、現地調査報告を 藤崎地区選出委員の吉野吉雄委員よりお願いいたします。</p>
吉野委員	<p>はい、議案第12号「農地法第4条の許可申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>調査は、6月14日に9名の委員と事務局2名、業者3名の立会いの中で行いました。</p> <p>申請内容は、●●●●●●●●株式会社の戸建分譲住宅開発に伴い、隣接地であることから土砂等で埋立てを行い、いまある水田を畑にするため、一時転用を行うものです。</p> <p>申請者の●●●●●●さんの●●●●丁目の水田については、現地調査に行った委員はお分かりかと思いますが、不耕作で草が生い茂った状態でございます。</p> <p>こういう状態となった原因としまして、この水田が大変深く潜るため、稲作が出来ない状態であったと聞いております。</p> <p>また、この状態ですと耕作も貸し借りすることも出来ず、面積的にも少ないため、埋め立てて畑にすることでしか、活用が図られないとのことでした。</p> <p>以上で、調査報告を終了します。</p> <p>宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>吉野委員、ご苦労様でした。</p> <p>続いて、事務局より議案12号の内容説明を求めます。</p>
事務局	<p>はい、参考資料、案内図、公図で位置的なもの確認されます。</p> <p>申請についてですが4条の一時転用という事で転用するのです。工事が完了すればまた元にもどすもので、吉野委員より説明あったとおり造成により畑にもどします。</p> <p>一時転用の基準としまして500㎡以上又は盛土の高さが1m以上の場合は県許可になります。以下ですと市への届出だけとなります。</p>
議 長	<p>只今、事務局より議案第12号の説明がありましたが、一時転用と言うことも有り、不明な点や質問等がありましたら挙手願います。</p> <p>はい三代川委員どうぞ</p>
三代川委員	<p>この案件の中で申請の目的が一時転用とありますが、今までは一時転用という</p>

議 長	<p>一時的に資材置き場にするような転用であったと思いますが、今回は田んぼを畑にするということですがそれは一時的な転用という言葉としてわからない部分がありますのでもう少し詳しい説明をお願いします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
事務局	<p>先程も申しましたように農地は本来農地として活用していかなければいけないのですが土砂を埋め立てる期間、機械が入ったりしますので農地として活用できない、その期間だけ資材置き場も兼ねますけれど一時的に転用させてほしいと言う内容のものです。</p> <p>一時転用につきましては審査基準が普通の建売分譲とか駐車場にするとかと若干違いまして、一時転用の場合は必要最小限の埋め立てであるかどうか、完了後従来の農地より活用的に良いものにならないといけない、これが条件です。</p> <p>また、周辺農地への農業生産上悪影響を及ぼすようなことがあってはならない。期間については最長で3年以下でなければならない。</p> <p>終了後農地に復元するという内容の誓約書等が必要で、最終的には農地所有者が確認あるいは納得した内容の仕上がりとなるものです。</p> <p>今回この土地は水田のため、水利権というものがあると思います。</p> <p>しかし、水利組合が存在していませんので、将来、周辺の農家の方が水田として利用する場合に水路が利用できるようにしておかなければならない。</p> <p>通常隣接農地の所有者に説明をすればよいのですが、今回は周辺の水田農家の方全員に説明をするよう指導しております。</p>
三代川委員	<p>この一時転用は水田から畑にするときの埋め立ての工事をする期間を一時転用するということですね。農地は農地ですからね。</p>
事務局	<p>はい、そうです。地目は変えないけれどもその間、農地として活用できないので許可を出して認めてくださいということです。</p> <p>農地法での農地の盛土、埋め立てに伴う県許可と軽微な農地改良の違いがあり、残土条例については市条例では300㎡から3000㎡未満、3000㎡以上は県の残土基準、土ついで土砂の発生元の証明、土砂の分析調査の結果証明など添付資料があります。</p> <p>水路については、13号で業者から説明させますので。</p>
議 長	<p>他に、ご質問等ございませんか。</p>

	<p>三代川委員どうぞ。</p>
三代川委員	<p>長期的な話になりますが、●●●●さんは●●歳という事でこれから畑にして農業を続けていけるのでしょうか。家族で農業従事者がいれば出来ると思いますがその辺はどうでしょうか。</p>
事務局	<p>●●●●さんについては、●●●丁目に1774㎡、●●●丁目・●丁目に畑を5600㎡ほど持っていらっしゃる。農家台帳上で家族が7名いらっしゃる。息子さん60日従事しています。畑にすることで誰かに貸したりする事も、田より畑の方が活用方法も多く遊休農地にならなくて良いのかなとも思います。</p>
議 長	<p>事務局、補足説明等ありますか？</p>
事務局	<p>この土地につきましては、昨年まで水稲が作付しており農政課も報告されていたように伺っております。</p>
議 長	<p>質疑等がなければ、採決に入ります。 各委員にお諮りいたします。 議案第12号「農地法第4条の規定による許可申請について」賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員賛成 を持ちまして、 議案第12号「農地法第4条の許可申請について」許可することに決しました。 事務局は、意見書を附して千葉県知事に進達してください。</p>
議 長	<p>続いて、議案第13号 「農地法第5条の規定による許可申請について」を 審議いたしますが、その前に本日、業者を説明員として呼んでいます。 議案第14号の「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」も関連がありますので、一括で審議したいと思っておりますがいかがでしょうか。</p>
各委員	<p>・・・・・・・・各委員 異議なしの声・・・・・・・・</p>
議 長	<p>有難うございます。</p>

それでは、事務局、議案第13号と議案第14号の朗読をお願いします。

事務局

議案第13号

農地法第5条の規定による許可申請について

下記のとおり農地法施行規則第48条の規定による許可申請書の許可の提出があったので、許可について審議を求める。

平成25年6月21日提出

1 申請地の所在、面積

習志野市●●●丁目●●●番	195㎡
習志野市●●●丁目●●●番	234㎡
習志野市●●●丁目●●●番	337㎡
習志野市●●●丁目●●●番	363㎡
合計 4筆	1,129㎡

2 権利の内容

所有権移転（建売住宅8棟）

3 申請者住所、氏名

譲受人 習志野市●●●●丁目●●番●●号
●●●●●●株式会社 代表取締役 ●● ●●

譲渡人 <●●●●丁目●●●番・●●●番>
習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●
<●●●●丁目●●●番・●●●番>
習志野市●●●●丁目●●番●●号 ●● ●●
他●名

次のページから議案第13号の資料として参考資料、所有者一覧、案内図、公図、計画平面図、断面図、建物立面図を添付しております。

議案第14号

農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請書について

平成24年4月25日付け千葉県千農指令第●●●号-●、●●●号-●で

	<p>この周辺一帯の農地、水田利用に伴う水利権につきましては、事業主である●●●●●●●●株式会社におきまして、地権者の同意を得ているとのことです。</p> <p>以上で、議案第13号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>吉野吉雄委員、現地調査報告 ご苦労様でした。</p> <p>事務局は、議案第14号の調査報告をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第14号「農地法第5条の許可後の計画変更承認申請」について、調査報告をいたします。</p> <p>平成24年3月総会にて●●●●●●●●株式会社が、農地法第5条の許可申請案件で、県に進達したものでございます。</p> <p>工事期間の終了が平成24年12月30日になっておりましたが、宅地造成工事が3ヶ月遅れたことと、建築工事業者が変わったことから、工事期間の変更を行うものです。</p> <p>この計画変更承認申請により本年8月15日までに完了するとのことでした。</p> <p>現地を確認したところでは、参考資料にもありますとおり、8区画8棟の計画のうち、3棟が完成・入居済、残りの5棟につきましても建築中でございます。</p> <p>以上で、議案第14号の調査報告とさせていただきます。</p> <p>皆様で宜しくご審議のほどお願いいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>只今、吉野委員、事務局より 議案第13号・14号の説明がありましたが、本日は、業者を呼んでいます。</p> <p>質問など直接業者が回答しますので、遠慮なく質問してください。</p> <p>事務局は、業者を入室させて下さい。</p> <p>業者が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p>
議 長	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。・・・・・・・・</p> <p>業者の方につきましては、お忙しい中、説明員として出席下さりご苦労様です。</p> <p>様々な、質問があると思いますが、申請内容に基づき説明してください。</p> <p>自己紹介をお願いします。</p>
業者	<p>・・・自己紹介・・・・・・・・</p>

議 長	<p>各委員の皆様で、議案第13号・第14号について質疑に入ります。 ご質問やご不明な点がりましたら挙手願います。 相原委員どうぞ</p>
相原委員	<p>設計についてですが、土砂で埋め立てし畑にするという事ですが、今現存している水路の部分についてはどのような扱いをされるのでしょうか。 このような工事の事例を取り扱ったことがありますか。</p>
業者	<p>・・・現地の現況と工法について説明・・・</p>
相原委員	<p>今回開発し数年経過した時に道路が沈むなど異常が見られた時は御社の対応ということになりますか</p>
業者	<p>当然それは出てきます。ただし、地盤改良、道路関係については道路交通課さんより地盤改良をしながら道路の路盤を作るよう指導を受けております。 工事段階で地質調査をしながら実施するしかないのですが。</p>
相原委員	<p>一番怖いのは水が出てくることで家が傾いたりすることはないのですか</p>
業者	<p>・・・ 建築工法の説明・・・</p>
議 長	<p>他に関連した質問はないですか。</p> <p>それでは私からひとつお尋ねします。 毎月10日が開発などの許可申請締切日であることは承知していますか。 13日の午後に計画の変更があったと聞いています。 事務局で色々相談したようですが、申請書の提出後の変更は安易すぎるのではないですか。 具体的に詰めたもので、最終決定したもので申請するように。 厳重に注意いたします。 この様な事を行うことは、信用性に欠けると判断されても仕方のないことです。 開発業者の資力・信用は許可における重要な判断基準であることを認識してください。</p>

	<p>変更に至った理由を述べられますか。</p>
業者	<p>・・・業者より理由の説明・・・</p>
事務局	<p>議案第 14 号で宅地造成工事 3 ヶ月遅延、建築工事業者が健康上の理由で工事期間変更になったということは二つの業者が請け負っていたと認識されます。</p> <p>このような状況で業者は変更したのか、議案 13 号の 8 棟の建売住宅の建築業者は同じ業者であるのかどうか伺いたいのですが。</p>
業者	<p>2 期までは工務店主導で実施していましたが、現在は自社施工も含めての施工にしていますので前回の業者とは異なります。</p>
事務局	<p>隣接の農地への被害防除について具体的に教えていただきたいのですが。</p>
業者	<p>耕作されている方もいるのでご迷惑が掛からないよう、施行内容の提示、説明をさせていただきます。</p>
議 長	<p>再度、皆様にお聞きいたします。</p> <p>ご質問等のある方は、挙手願います。</p> <p>質問等も無いようでございますので、これより採決に入ります。</p> <p>業者の方に申し上げます。</p> <p>これより採決に入りますので、会場より退席していただくこととなります。</p> <p>事務局は、案内してください。</p> <p>業者が退席するまでの間、暫時休憩いたします。</p>
議 長	<p>休憩前に戻り会議を続けます。</p> <p>事務局は、議案第 13 号・議案第 14 号について補足説明等ありますか。</p>
事務局	<p>はい、本来ですと前の工事が終了していないと次の工事の申請は受けられないのですが、おおむね計画どおりに進んでいると見込まれるものであれば受けられるということで 7 割程度すでに終わっているのです、県との相談の中で期間の変更をして、一緒に受けるよう指導しました。</p> <p>今回の 13 号 14 号の案件を一緒に審議することになりました。</p>

	<p>面積 登記地積 ●●●●m² 仮換地面積 ●●●●m²</p> <p>買取り希望価格 ●●●●●●●●●●円 m²単価 ●●●●●●●●円 坪単価 ●●●●●●●●●●円</p> <p>用途地域 第一種住居専用地域（建ぺい率 60%、容積率 200%） 第二種高度地区</p> <p>当初の申出事由 平成 25 年第 4 回総会（4 月）において、議案第 6 号で●●●●● にて「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願」の 申請を受け審議した結果、許可相当と決し証明書を発行した。</p> <p>期 限 平成 25 年 8 月 1 日（木）までに回答</p> <p>生産緑地法第 10 条の規定に基づき、平成 25 年 5 月 7 日付けにて、所有者より市 に対して生産緑地の買い取り申出がなされ、市及びその他の公共団体等において買 取希望がありませんでした。よって同法 13 条に基づき、農業に従事することを希 望する者が、これを取得できるようにあつせんに努める必要があることから、農業 委員会及び J A 千葉みらい習志野支店にあつせん依頼がきたものです 次回（7 月）の総会で、あつせん結果の報告を求めることとなります。</p> <p>議 長 只今、事務局より議案説明等が有りましたが 皆様は地域で買い取り希望者がいるか確認し、7 月総会で回答を求め ることになりますので、よろしくお願ひします。</p> <p>これを持ちまして、本日予定していましたが、 全て終了となりますが、私より、会長として皆様に 諮問したく要請いたしますので、ご審議ください。</p> <p>諮問の内容につきましては、来年の農業委員の選挙に伴いまして 「定数問題検討委員会の設置」を要望したく諮問するもので、 皆様で審議し「定数問題検討委員会の設置」について 議案として取り上げ、ご審議ください。 平成 25 年 6 月 21 日</p>
--	--

習志野市農業委員 各位
習志野市農業委員会 会長 廣瀬 博

習志野市農業委員会定数問題検討委員会の設置について（諮問）

平成26年10月6日付けで、習志野市農業委員の任期が満了となり農業委員会の選挙が公職選挙法に準じて行われます。

つきましては、現行の農業委員数が習志野市の農業行政、農業状況等において適正かつ妥当であるか、各地区代表の公選委員の定数につきまして検討委員会を設置し審議を重ねていただきたく諮問するものです。

事務局にお渡しいたしますのでよろしくお願いいたします。

事務局

はい、只今会長より定数問題検討委員会設置についての諮問がございました。概略説明をいたしますと、毎回農業委員さんの選挙の前年に選挙で選ばれる委員さんの定数が現習志野の農地等を踏まえた中で適正な人数であるか審議していただきたい。もともと習志野市農業委員会は法律上設置しなくても良い団体となっています。今までの会長が選挙の前年に今後も定数問題を検討していくので継続して設置の要望書を市長に提出しております。

議長

ここからの議長役として、本来であれば会長職務代理者をお願いするところでございますが、職務代理者は他の会議で先程、退席されたので、私から指名させていただきます。

議席番号2番の三代川正夫委員、議長として進行お願いいたします。席替えの間、暫時休憩いたします。

三代川
臨時議長

突然、臨時議長として議事進行するよう依頼があり大変戸惑っております。

何分 不慣れなもので ご迷惑をお掛けすると思いますが皆様のご協力を得ながら進めてまいりたいと思っておりますので、宜しく願いいたします。

只今、廣瀬会長より、「定数問題検討委員会」を設置し農業委員会の委員数が妥当であるか審議するよう依頼がありました。検討委員会を設置するか、否かについては
急きよ 議案として取り上げたいと思っておりますが皆様、如何でしょうか。

各委員	<p>・・・・・・・・各委員より異議なしの声・・・・・・・・</p>
三代川 臨時議長	<p>只今、異議なしとの声がありましたが、 議案として上程することに同意される方は、挙手願います。 全員の賛成を持ちままして、議案として、上程することにいたします。</p> <p>議案第16号 習志野市農業委員会 定数問題検討委員会を議案として 審議いたします。 事務局は、議案説明と今までの経過について説明願います。</p>
事務局	<p>議案第16号 習志野市農業委員定数問題検討委員会の設置について 平成25年6月21日付け農委第75号において、習志野市農業委員定数問題検討委員会を設置し、定数について審議するよう農業委員会会長より諮問があったので、検討委員会の設置について審議するものです。</p> <p>・・・・その他別資料による説明・・・・・・・・</p>
三代川 臨時議長	<p>只今、事務局より説明がありましたが、 質問等のある方は挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、議案第16号 習志野市農業委員会定数問題検討委員会を設置することに 賛成の同意を求めます。 賛成の方は挙手願います。</p> <p>全員の賛成を持ちまして、定数問題検討委員会を設置する ことにいたします。 今後の予定を事務局は、説明して下さい。</p>
事務局	<p>日程は、本日、構成メンバーとして各地区から1名ずつ、議会選出委員さんから1名、農協委員さん1名を選出いていただきその中で、選考委員長と副委員長を決めていただきます。</p> <p>次回から定数問題検討委員会については選考委員長名で開催通知を発送します。</p>

<p>三代川議長</p>	<p>3ヶ月程協議していたき10月、11月くらいに会長に正式回答、会長から市長へ要望書提出、市長から会長へ回答をもらうという流れになります。</p> <p>来年度の予算等にも係わり定数に変更になると条例改正等も関係しますので、先行で進めていきたいと思えます。</p> <p>只今、事務局より説明がありました様に、 本日は、各地区から選考委員を選出いただき、 選考委員長・副選考委員長を決めることになります。</p> <p>この後、各地区で相談いただき、事務局に報告してください。 事務局は取りまとめし、報告してください。 選考委員が定まるまでの間、暫時休憩いたします。</p> <p>・・・各地区選考委員選出中・・・</p>
<p>三代川 臨時議長</p> <p>事務局</p>	<p>休憩前に戻り、会議を続けます。 事務局は、選考委員の氏名を公表してください。</p> <p>・・・・・・選考委員の公表・・・・・・</p>
<p>三代川 臨時議長</p>	<p>只今、選考委員の発表がありましたが、この中で 選考委員長と副委員長を決めたいと思えます。 立候補される方は、いらっしゃいませんか。</p> <p>・・・協議・・・</p>
<p>三代川 臨時議長</p>	<p>只今、委員長に飯生委員・副委員長に議会選出の相原委員 兩名との意見がありましたが、他にありませんか。 他になれば、飯生委員と相原委員にお願いいたします。</p> <p>以上を持ちまして、私の御役目は終了いたしました。 議長の職を 廣瀬議長にお返しいたします。 皆様のご協力に感謝申し上げます。</p> <p>廣瀬議長が席に着くまでの間、暫時休憩いたします。</p>

議 長	<p>三代川正夫委員、突然の臨時議長 ご苦労様でした。</p> <p>この後、報告第 1 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出書の受理 ならびに、報告第 1 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出書の受理 については、皆様事前にご覧いただいていると思いますが、 質問等が有りましたら、挙手願います。</p> <p>質問等が無ければ、これを持ちまして 平成 2 5 年第 6 回農業委員会総会を終了いたします。</p>
-----	---